「大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準」の改正について

**■改正の趣旨**

令和４年８月29 日に取りまとめられた「「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）」等を踏まえ、文部科学省において、令和５年４月１日に「高等学校通信教育規程」が改正され、同年11月20日には高等学校通信教育の質の確保・向上を図る観点から、設置認可の際に所轄庁において特に確認しておくことが望ましい標準的な事項を示す「通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）」が策定されました。

この標準例の策定にかかる文部科学省の事務連絡において、本標準例を踏まえ、各所轄庁の認可基準を見直す等により、通信制課程に係る私立高等学校の適正な認可に努めるよう依頼があったところです。

大阪府では、この度の国の通信教育規程の改正内容や、標準例策定の趣旨を踏まえて、他の学校種の審査基準との均衡を保ちつつ「大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準」について改正を行うものです。

**■おもな改正等の内容**

１　教諭の数等について

・令和5年4月1日改正の通信教育規程において、必要な教員の数が改正されたことから、通信教育規定に準じた書きぶりとします。併せて、通信教育規程の改正趣旨を踏まえて、不登校経験者など多様な生徒が多数在籍している中、生徒一人一人に寄り添った支援を行う体制を整えること、計算結果の端数については切り上げることを明記します。

２　施設、設備等について

　・面接指導が可能な施設を通信教育規程、標準例に準じて改正します。

　・校舎に備えておくべき施設、設備について、通信教育規程を引用して明示します。

　・通信教育連携協力施設、面接指導等実施施設について、標準例に準じて詳細について規定します。（各種施設設置の際は、実施校設置者が各種基準を満たしていることを確認し、文書にて示すこと等）

３　通信教育の方法等に関すること

　・通信制教育の質の確保、向上に向け、通信教育の実施に当たっては、学習指導要領に基づき適

切に実施すること、といった項目をはじめ、通信教育を行うにあたって実施校が備えるべき体

制を標準例に準じて明示します。

**■今後のスケジュール（予定）**

審査基準の改正案について、府民意見の募集（パブリックコメント）を実施したのち、改正案を取りまとめ、7月の私学審議会にて改正内容を報告。8月をめどに新たな審査基準を施行します。